３．居室の概要について

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室　　数	備　　考
居室（個室）	２０室	１ユニット１０室×２ユニット
共同生活室	２室	兼食堂
浴　　室	３室	内特別浴槽１室
医 務 室・静養室	１室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設（ユニット型）に必置が義務づけられている施設・設備です。居室の利用にあたって、居住費のご負担をいただきます。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
その際には、ご利用者と協議のうえ決定するものとします。

※居室等に関する特記事項

・各部屋に備え付けの収納スペースがあります。

・トイレは居室外です（居室内＝ポータブルトイレ）

４．職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

一　管理者　１名（兼務）

二　事務員　２名　（兼務）

三　生活相談員　１名（兼務）

四　計画担当介護支援専門員　１名（介護職員と兼務）

五　介護職員　６名以上

六　看護職員　１名以上

七　機能訓練指導員　１名（兼務）

八　嘱託医師　　１名

九　栄養士　　２名（兼務）うち１名管理栄養士

十　調理員　　４名（兼務）

〈職務内容〉

一　管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

二　事務員

施設の庶務及び会計事務に従事します。